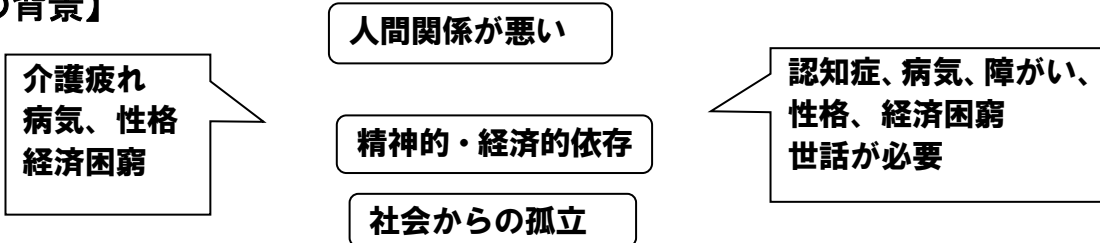




解決! 包括レンジャー

その 146 高齢者虐待の理解と防止

【虐待の背景】



「なんでちゃんとしないの」
「私への嫌がらせ?」



「わざとふざけているのでは」
「腹が立つ」「大変なのに」

世話を受けている高齢者と世話をしている養護者との関係で、養護者からの不適切な扱いによって、権利や利益を侵害されたり、生命・健康・財産が損なわれることを言います。

こんな高齢者や家族を見かけたら

不自然なアザがある
長時間、家の外に居る
怒鳴り声・悲鳴が聞こえる

必要な医療や介護を受けていない
「家に帰りたくない」と言う
家族が介護に疲れてつらそうである

身体的虐待	つねる、たたく、蹴る、無理やり食事を口に入れる 動くことを制限する 長時間洋式トイレに座らせたまま放置する 転倒・徘徊防止のために身体をひもで縛る 外から鍵をかけて閉じ込める
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、恥をかかせる、無視する トイレに行けるのにおむつをあてる
経済的虐待	日常にお金を使わせない。必要な医療やサービスの費用を払わない 本人のお金を本人の意思に反して使用する
介護・世話の放棄・放任	食事、入浴、排せつなどの世話をしない。劣悪な環境で生活させる 必要な医療や介護サービスを使わせない
性的虐待	裸にして放置する。人前でおむつを交換する

さまざまな要因が重なり合って発生します。養護者が一方的に悪いとは限りません。相談者の秘密は守られます。通報が結果的に間違いでも責められることはありません。虐待かどうかは、相談者や包括支援センターが決めることではありません。
「もしかしたら」と感じたら、西区地域包括支援センターへ相談してください。

お問い合わせ：大阪市西区社会福祉協議会

西区地域包括支援センター

電話 06-6539-8075

大阪市西区新町 4-5-14 西区役所合同庁舎 6 階

包括レンジャーは西区内外 199 か所で設置・掲示・配布しています。
大阪市西区社会福祉協議会のホームページでもご覧いただけます。